

豊中市障害福祉サービス等情報公表実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るに当たり必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「児福法」という。）第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下、「事業者」という。）から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第3条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、次の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定障害児通所支援（共生型障害児通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定障害児入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(障害福祉サービス等情報の具体的内容)

第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下、「障総則」という。）の別表第1号及び別表第2号並びに児

童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下、「児福則」という。）の別表第 2 及び第 3 に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、本要綱別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報のとおりとする。

（基準日）

第 5 条 本要綱に基づく報告の基準日は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日とする。

（実施期間）

第 6 条 本要綱に基づく報告の実施期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までの 1 年間とする。

（報告の対象となる事業者）

第 7 条 障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児福法第 33 条の 18 第 1 項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。また、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障総則第 65 条の 9 の 6 並びに児福法第 33 条の 18 第 1 項及び児福則第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

（報告の方法）

第 8 条 前条に定める事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下、「公表システム」という。）を通じて市長に報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可能とする。

（報告の開始日）

第 9 条 本要綱に基づく報告の開始日は、次の各号のとおりとする。

- （1）基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
令和 8 年（2026 年）5 月 1 日
- （2）基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

(報告の期限)

第 10 条 本要綱に基づく報告の期限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
令和 8 年 (2026 年) 7 月 31 日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から 1 カ月以内

(報告の内容)

第 11 条 本要綱に基づく報告の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前にサービス提供実績のある事業者
別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報並びに別添 3 経営情報
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
別添 1 基本情報

(公表の時期)

第 12 条 本要綱に基づく公表の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
令和 8 年 (2026 年) 9 月下旬
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
事業者からの報告後 1 カ月以内

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第 13 条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、F A X 番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに、公表システムを通じて市長に報告を行うものとする。

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第 14 条 事業者は、市長から、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児福法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた当該事業者に係る障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表を行うものとする。

(調査の目的)

第 15 条 市長は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児福法第 33 条の 18 第 3 項の規定に基づき、利用者保護等の観点から、事業者から報告された障害福祉サービス等情報

の根拠となる事実を確認することを目的として、調査を行うものとする。

(調査の実施)

第16条 前条に定める調査は、次の各号に該当する場合に行うものとする。

- (1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- (2) 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- (3) 指定障害福祉サービス等に係る運営指導を行うとき
- (4) その他(食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等)

2 調査の実施方法については次の各号のとおりとする。

(1) 基本的事項

① 調査の実施体制

調査は、職員1人以上で行うものとする。

② 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

③ 調査の方法

調査は、原則、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査により行う。ただし、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合は、その他の方法により行う。

(2) 具体的事項

① 面接調査の方法

ア 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

イ 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

ウ 運営情報の調査方法に係る共通的事項

(ア) 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

(イ) 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組みの実施の有無を確認するものとし、取組みの実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

(ウ) 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。

(エ) 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

(オ) 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、

開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

(カ) 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものとする。

② 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

(情報の公表)

第17条 本要綱に基づく情報の公表は、次の各号のとおりとする。

(1) 手続き

市長は、本要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(2) 公表の方法等

市長が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

① インターネットによる公表

市長は、事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、公表システムを通じてインターネットによる公表を行うものとする。また、市長は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市区町村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

② その他の公表方法

市長は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

③ 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

(苦情等の対応)

第18条 本要綱に基づく苦情等の窓口は、第3条第1号から第3号の指定障害福祉サービス等については福祉部障害福祉課とし、同条第4号及び第5号の指定障害児通所支援等についてはこども未来部こども政策課とする。また、苦情等の対応は、次の各号のとおり

とする。

(1) 苦情等に対する基本的な対応

公表されている情報（以下、「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、市長は、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行う。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。

事業者から適切な説明が得られなかった場合、市長は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児福法第 33 条の 18 第 3 項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討するものとする。

(2) 苦情等に関する対応経過の記録等

市長は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から施行し、同日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 9 年（2027 年）3 月 31 日をもって、廃止する。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報
<p>一 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 法人等の代表者の氏名及び職名</p> <p>ハ 法人等の設立年月日</p> <p>ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス</p> <p>ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>1. 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL) <p>法人等の代表者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>法人等の設立年月日</p> <p>法人等が都道府県内で実施するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 事業所番号</p> <p>ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <p>ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)</p> <p>ホ 事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>ヘ 事業所等の財務状況</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL) <p>従たる事業所の有無</p> <p>所在地</p> <p>指定事業所番号</p> <p>事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日 <p>事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート) <p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者 サービス別の項目(別紙参照)</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>イ 職種別の従業者の数</p> <p>ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</p> <p>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経過年数等</p> <p>ニ 従業者の健康診断の実施状況</p> <p>ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無 <p>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経過年数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経過年数別の人数 <p>従業者の健康診断の実施状況</p> <p>従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数 ・高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数 ・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数 <p>サービス別の項目（別紙参照）</p>
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>イ 事業所等の運営に関する方針</p> <p>ロ 当該報告に係るサービスの内容等</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>事業所等の運営に関する方針</p> <p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供所要時間 <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績 <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績</p> <p>ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況</p> <p>ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p> <p>ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等</p> <p>ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者への提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者的人数(区分別) <p>利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況 <p>障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険の加入状況 <p>障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その内容 <p>利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況 <p>サービス別の項目 (別紙参照)</p>
<p>五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項</p>	<p>5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況
<p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第二	運用情報
第一 サービスの内容に関する事項 一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 <input type="checkbox"/> イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 <input type="checkbox"/> ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 <input type="checkbox"/> ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 <input type="checkbox"/> ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置 <input type="checkbox"/> イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置 <input type="checkbox"/> 相談、苦情等の対応のための取組の状況 四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置 <input type="checkbox"/> イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 <input type="checkbox"/> イ 相談支援専門員等との連携の状況 <input type="checkbox"/> ロ 主治の医師等との連携の状況	6. 事業所等運営の状況 (1)障害福祉サービス等の内容に関する事項 障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 <input type="checkbox"/> ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 <input type="checkbox"/> ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 <input type="checkbox"/> ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 <input type="checkbox"/> ・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置 <input type="checkbox"/> ・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 相談、苦情等の対応のために講じている措置 <input type="checkbox"/> ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置 <input type="checkbox"/> ・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 <input type="checkbox"/> ・相談支援専門員等との連携の状況 <input type="checkbox"/> ・主治の医師等との連携の状況
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項 一 適切な事業運営の確保のために講じている措置 <input type="checkbox"/> イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 <input type="checkbox"/> ロ 計画的な事業運営のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 <input type="checkbox"/> イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 <input type="checkbox"/> ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 <input type="checkbox"/> 安全管理及び衛生管理のための取組の状況 四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 <input type="checkbox"/> イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況 五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置 <input type="checkbox"/> イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 <input type="checkbox"/> ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 <input type="checkbox"/> ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項 適切な事業運営の確保のために講じている措置 <input type="checkbox"/> ・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 <input type="checkbox"/> ・計画的な事業運営のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ・事業運営の透明性の確保のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 <input type="checkbox"/> ・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 <input type="checkbox"/> ・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 <input type="checkbox"/> ・安全管理及び衛生管理のための取組の状況 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 <input type="checkbox"/> ・個人情報の保護の確保のための取組の状況 <input type="checkbox"/> ・サービスの提供記録の開示の実施の状況 障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置 <input type="checkbox"/> ・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 <input type="checkbox"/> ・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 <input type="checkbox"/> ・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
第六十五条の九の八	経営情報
第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報
イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の経理方式 ・サービスの種類
ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における延べ在院者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける延べ利用者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・措置費収益 ・その他の事業における収益
ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の人数 ・職種別の常勤職員の給与 ・職種別の非常勤職員の人数 ・職種別の非常勤職員の給与
ニ その他必要な事項	